

## 潜水に関わる方々へのお願い

3月26日にEUBS-ECHMから新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時の潜水に関する声明が公表されました<sup>1)</sup>。そこではレジャー・ダイビング及び不要不急のレジャー・ダイバー健診の延期、職業潜水実施及び職業ダイバー健診は事業者において慎重に判断されることなどが求められています。理由として以下があげられました。

- ・ ダイバー同士の距離をCOVID-19対策上推奨されている1m以上を保つことはできない。
- ・ エア切れ時のバディブリージングなどマウスピースの共有があり得る。
- ・ レンタルの潜水器具からの感染の可能性がある。
- ・ いかに注意しても潜水障害が起こる可能性は排除できず、救急処置、搬送を含む医療資源を使う可能性がある。
- ・ ダイバー健診時にダイバーと医師間の距離を保つことができない。

3月26日時点の欧州は、COVID-19患者数、死亡者数、医療機関の置かれた状況のいずれも日本より厳しい状態でした。しかし、日本の状況も急速に変化してきており、感染対策のため医療資源が大きく割かれつつあります。様々な疾患に使用される高気圧酸素治療も例外ではなく、感染対策のために対応能力が制限されてきています。今後潜水障害を発症したダイバーの高気圧酸素治療施設、救急医療機関へのアプローチが、より困難となることも懸念されます。

以上より、本学会からダイビングに関わる方々へのお願いです。

### 【レジャー・ダイバーの方々へ】

流行収束に目途が立つまで、レジャー・ダイビングは極力控えるようご検討お願い致します

### 【職業ダイバー、事業者の方々へ】

潜水障害に対して適切な治療を行うことが困難となる地域もしくは時期がある可能性があります。医療資源の確保が可能か適宜情報収集の上注意深い潜水作業計画をお願いいたします。

ダイバー、事業者の方々には、地域の感染状況、医療状況、公共機関の推奨を踏まえた慎重な対応をお願いいたします。

### 文献

1. COVID-19: EUBS-ECHM Position Statement on diving activities  
<http://www.eubs.org/?p=1104>

2020年4月3日

日本高気圧環境・潜水医学会

代表理事 柳下 和慶

国際情報委員会委員長 小島 泰史